

男女共同参画に関する国内外の主な動き

年	国連・世界の動き	日本の動き	静岡県の動き
昭和 50 (1975)	<ul style="list-style-type: none"> 「国際婦人年世界会議」開催(メキシコシティ)「世界行動計画」採択 1976年から1985年を「国際婦人の十年」と決定 	<ul style="list-style-type: none"> 総理府に「婦人問題企画推進本部」設置 総理府婦人問題担当室設置 	
昭和 51 (1976)	<ul style="list-style-type: none"> 「国際婦人の十年」始まる ILO事務局に婦人労働問題担当室設置 		
昭和 52 (1977)		<ul style="list-style-type: none"> 「国内行動計画」策定 「国内行動計画前期重点目標」発表 国立婦人教育会館開館 	<ul style="list-style-type: none"> 労働部労働福祉課に「婦人問題担当窓口」設置 「婦人問題懇話会」設置 プロジェクトチーム「婦人の地位向上部会」設置
昭和 54 (1979)	<ul style="list-style-type: none"> 国連「女子差別撤廃条約」採択 		
昭和 55 (1980)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の十年」中間年世界会議」開催(コペンハーゲン) 	<ul style="list-style-type: none"> 「女子差別撤廃条約」署名 	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境部に「婦人対策室」設置 「婦人行政推進庁内連絡会議」設置 「婦人行政推進市町村連絡会議」設置
昭和 56 (1981)		<ul style="list-style-type: none"> 「国内行動計画後期重点目標」発表 	
昭和 57 (1982)	<ul style="list-style-type: none"> 国連「国際平和と協力促進への婦人の参加に関する宣言」採択 		
昭和 58 (1983)			<ul style="list-style-type: none"> 生活環境部に「婦人青少年課」設置
昭和 60 (1985)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の十年」世界会議」開催(ナイロビ) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女雇用均等法」公布 「労働者派遣法」公布 「女子差別撤廃条約」批准 	
昭和 61 (1986)		<ul style="list-style-type: none"> 「婦人問題企画推進本部」拡充 「男女雇用均等法」「労働者派遣法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「婦人のための静岡県計画」策定 「婦人問題推進会議」設置
昭和 62 (1987)		<ul style="list-style-type: none"> 「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境部に「婦人課」設置 労働部に「就業婦人室」設置
平成元 (1989)	<ul style="list-style-type: none"> 「児童の権利に関する条約」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領の改訂(高等学校家庭科の男女必修等) 	<ul style="list-style-type: none"> 「婦人総合センター(仮称)基本計画」策定
平成 2 (1990)	<ul style="list-style-type: none"> 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 ILO第171号条約(夜業に関する)採択 		<ul style="list-style-type: none"> 「婦人総合センター(仮称)」建設工事着工

年	国連・世界の動き	日本の動き	静岡県の動き
平成 3 (1991)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定 ・「育児休業法」公布	・「婦人のための静岡県計画」(修正計画)策定
平成 4 (1992)		・「育児休業法」施行 ・初代婦人問題担当大臣就任	
平成 5 (1993)	・「世界人権会議」開催(ウィーン) ・国連「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・「パートタイム労働法」公布・施行	・静岡県女性総合センター“あざれあ”開館 ・「女性行政推進会議」設置
平成 6 (1994)	・第4回世界女性会議のためのエスカップ地域準備会議開催(ジャカルタ) ・「ジャカルタ宣言」(地域行動計画を含む。)採択 ・ILO第175条約(パートタイム労働に関する)採択	・総理府に「男女共同参画室」設置 ・「男女共同参画審議会」設置 ・「男女共同参画推進本部」設置 ・「労働基準法の一部を改正する法律」施行	・婦人課を「女性政策課」、就業婦人室を「就業女性室」に改称 ・婦人問題推進会議を「女性問題推進会議」に改組 ・婦人行政推進庁内連絡会議を「女性行政推進庁内連絡会議」に名称変更
平成 7 (1995)	・第4回世界女性会議開催(北京) ・「北京宣言及び行動綱領」採択	・ILO156号条約(家族的責任条約)批准 ・「育児・介護休業法」成立	
平成 8 (1996)	・ILO総会「家内労働に関する条約」採択	・男女共同参画審議会が「男女共同画ビジョン」答申 ・「男女共同参画2000年プラン」策定 ・「労働者派遣法」改正	・「男女が共に創るしずおかプラン」策定 ・女性問題推進会議を「男女が共に創るしずおか推進懇話会」に改組 ・女性行政推進会議と女性行政推進庁内連絡会議を統合し「男女が共に創るしずおか行政推進会議」に改組
平成 9 (1997)		・「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」改正・公布 ・「特定非営利活動促進法(NPO法)」成立 ・「介護保険法」公布	・「男女が共に創るしずおかプラン推進計画(アクションプログラム)」策定 ・「男女が共に創るしずおか議員連盟」発足
平成 10 (1998)		・男女共同参画審議会が「男女共同参画社会基本法について」を答申 ・「改正男女雇用機会均等法」「改正労働基準法」一部施行	
平成 11 (1999)	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選定議定書」採択	・改正男女雇用機会均等法、改正労働基準法、改正育児・介護休業法施行 ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布・施行(女性の参画の促進を規定)	・女性政策課を「県民生活総室女性政策室」、就業女性室を「就業支援総室就業支援室」に改編 ・「ふじのくに・男女共同参画の日」制定(7月30日) ・大須賀町男女共同参画都市宣言(9月14日)

年	国連・世界の動き	日本の動き	静岡県の動き
平成 12 (2000)	・国連特別総会「女性2000年 会議」開催(ニューヨーク)「政 治宣言」「成果文書」採択	・「ストーカー行為等の規則等 に関する法律」施行 ・「男女共同参画基本計画」策 定	・「男女が共に創るしずおかプ ラン第2次アクションプログラ ム」策定 ・女性政策室を「男女共同参 画室」に改称
平成 13 (2001)		・「総理府男女共同参画室」か ら「内閣府男女共同参画局」 に改組 ・「男女共同参画会議」設置 ・「配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に関する 法律」公布・一部施行	・「静岡県男女共同参画推進 条例」公布・施行(7月24日) ・男女共同参画に関する苦情 相談窓口を設置(7月31日) ・「静岡県男女共同参画会議」 設置
平成 14 (2002)		・「配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に関する 法律」完全施行 ・改正育児・介護休業法施行	・配偶者暴力相談支援センタ ーを静岡県女性相談センター に設置
平成 15 (2003)	・女子差別撤廃条約実施状況 第4回及び第5回報告審議(第 29回女子差別撤廃委員会)	・「少子化社会対策基本法」施 行 ・「次世代育成支援対策推進 法」公布、一部施行	・「静岡県男女共同参画基本 計画」「ハーモニックしずおか 2010」策定 ・静岡県女性総合センターを 「静岡県男女共同参画センタ ー」に改称 ・「しずおか男女共同参画推 進会議」設立(8月26日)
平成 16 (2004)		・「配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に関する 法律」一部改正	・検証・評価制度の導入 ・「静岡県男女共同参画白書」 の発行
平成 17 (2005)	・「北京+10」を開催(ニューヨ ーク)第4回世界女性会議の北 京宣言と行動綱領の全面履行の 必要性を再確認	・「改正育児・介護休業法」施 行 ・「次世代育成支援対策推進 法」全面施行 ・「男女共同参画基本計画(第 2次)」策定	・しずおか女性チャレンジサイ ト開設 ・「しずおか次世代育成プラ ン」策定 ・「静岡県男女共同参画白書」 の発行
平成 18 (2006)	・東アジア男女共同参画担当 大臣会合を東京で開催 ・「東京閣僚協働コミュニケ」採 択	・「改正男女雇用機会均等法」 成立(平成19年4月から施行) ・「国の審議会等における女性 委員の登用の促進について」	・「静岡県男女共同参画白書」 の発行
平成 19 (2007)		・「仕事と生活の調和(ワーク・ ライフ・バランス)憲章」及び 「仕事と生活の調和推進のた めの行動指針」策定	・「静岡県男女共同参画基本 計画「ハーモニックしずおか2 010」後期実践プラン」の策定 ・県男女共同参画センターに 指定管理者制度を一部導入 ・「男女共同参画社会づくり宣 言」推進事業開始